

## 平成25年第1回石狩市下水道事業運営委員会会議録

開催日時：平成25年11月14日（木）10：00～

開催場所：石狩市役所 本庁舎 第2委員会室

出席者：船水会長、安立委員、花田委員、米澤委員、中西委員、渡辺委員、浅井委員、後藤委員

欠席者：余湖副会長、長委員、神田委員、高橋委員

説明員等：及川水道室長、佐藤下水道課長、福田主査、勝又主査、榎主査、櫻井主査、金井主任

傍聴者：なし

【10時00分 開会】

◆ 事務局から、会議の成立、委員の欠席者について報告

◆ 白井副市長から船水会長へ「石狩市公共下水道事業使用料及び石狩市個別排水処理施設使用料の改定について」の諮問書を手渡す。

●白井副市長：おはようございます。

雪も降り、寒い中お集まりいただき大変ありがとうございます。

下水道事業運営委員会の開会にあたり、市長に代わりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

皆様におかれましては、日頃から本市の下水道事業の運営に対し、格別のご支援、ご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

只今、「石狩市公共下水道事業使用料及び石狩市個別排水処理施設使用料の改定について」諮問させていただきました。

皆様におかれましては、昨年度にも「公共下水道事業の使用料」及び「公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業及び個別排水処理施設整備事業の使用料の統一」について、ご審議を賜り、改めてお礼を申し上げます。

これによりまして、旧石狩市域の下水道につきましては、平成25年度から平成28年度まで使用料を据え置き、厚田区の下水道や浄化槽の使用料について、旧石狩市域との下水道使用料に統一することができたわけであります。

この使用料統一によりまして、合併後生じておりました、使用料の地域格差が解消でき、市民負担の公平性が図られたものでございます。

市の下水道事業は、昭和48年に工事を着手して以来、これまで、精力的に整備を進め、現在では旧石狩市域の市街化区域及び厚田区の下水道計画区域については、汚水の整備を完了しており、また雨水については花川南地区など、人口集中の地区においても整備を図っているところでございます。

汚水の整備をほぼ完了した現在では、これまで蓄積した下水道資産を効果的に活用していく、言わば管理の時代ということでございます。

また、下水道を取り巻く環境も、少子高齢化や人口減少、さらに節水型のライフスタイルによる水使用量の減少など、使用料収入が減少する厳しい時代でもございます。

今後、施設の老朽化が進む中で、下水道をいかに持続していくかが最も大切なことを考えております。

本日諮問させていただきました、「石狩市公共下水道事業使用料及び石狩市個別排水処理施設使用料の改定」につきましては、国の社会保障制度の安定を目指すための消費税

等の引き上げに伴うものでございます。

下水道事業など汚水の処理事業は、民間企業と同様、消費税課税事業者であり、法に基づく適正な税の転嫁と納税義務を果たす責務を持っています。

委員の皆様におかれましては、このような社会情勢を考慮の中で、ご審議を賜りたいと存じておりますことから、よろしくお願ひ申し上げて、開会のご挨拶とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

(白井副市長、次の公務のため退席する。)

◆ 及川室長より平成25年4月1日付け人事異動に関わる職員の紹介後、議事進行。

●船水会長 : それでは今日、諮問の案件を1件、議論させていただくということで、よろしくお願ひいたします。

諮問案件について審議を行いまして、もし結論を出すことができましたら、本日中に答申までいきたいと考えております。

活発にご議論いただきまして、答申までいければと思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。

それでは諮問案件についての審議に入りたいと思います。

まず初めに、事務局の方から諮問事項の説明を受けたいと思います。

●榎主査 : それでは、「石狩市公共下水道使用料及び石狩市個別排水処理施設使用料の改定について」、私のほうから資料に基づきご説明いたします。

資料につきましては、4ページになりますのでご覧いただきたいと思います。

なお、本日の説明の際、公共下水道事業にあっては「公共」と、特定環境保全公共下水道事業にあっては「特環」と、個別排水処理施設整備事業にあっては「個排」と略称を用いるとともに、この3事業を合わせて「下水道事業」として説明させていただきますので、あらかじめご了承願います。

はじめに、使用料改定の要因についてありますが、平成24年8月10日に、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税等の一部を改正する法律案」などが可決され、平成26年4月1日に8%、平成27年10月1日に10%と、消費税及び地方消費税を引き上げることとされました。

ただし、この引き上げについては、この法律の附則第18条、いわゆる景気条項というものがありまして、経済状況等を総合的に勘案した上で実施するとされておりました。

このことから、政府においては、様々な経済指標を確認し判断したところ、引き上げを実施すると平成25年10月1日に閣議決定をしたところであります。

新たな税率の適用は平成26年4月1日であり、引き上げ後の税率は、消費税が現行の4%から6.3%、地方消費税が現行の1%から1.7%、合わせて現行の5%から8%となります。

下水道事業における使用料の算定方法は、汚水又は排水の量に応じ使用料単価を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税相当額を加算して算定していることから、この度、税率の引き上げ分を転嫁させるべく、使用料の改定を行うことといたしました。

市といたしましては、使用料を改定するに至ったところでありますが、仮に消費税等の引き上げを行わなかった場合、使用料水準を据え置く場合の影響額について説明させていただきます。

5ページをご覧ください。

この表の上段部分は、昨年、「石狩市公共下水道事業の使用料について」諮問させていただいた時の資料の一部を掲載しております。

使用料を算定する場合、使用料収入、使用料対象経費のどちらについても、税抜きで算定しております。

このため、使用料水準を据え置くとした場合であっても、国等には引き上げ後の消費税率である8%を納付しなければならぬため、引き上げ分の消費税等、表では中段、消費税影響額として記載しておりますが、年1,600万円程度を使用料収入から補填するという形となり、実質的には使用料を値下げすることとなることから、会計にとりましてはマイナスの影響を与えることとなります。

これにより、市といたしましては、使用料水準を据え置くことはできないと判断し、使用料を改定するに至りました。

また、総務省からは、消費税等の引き上げに伴う公共料金等の取扱いについて、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処するとの考え方を踏まえ、消費税率の引き上げに向け、適切に対処するよう通知があったところであります。

それでは、今回の使用料改定の内容についてご説明いたします。

はじめに、条例の改正内容についてですが、6ページをご覧願います。

石狩市の下水道事業は、旧石狩地区の公共、厚田区の特環、厚田区及び浜益区の個排の3事業がありますが、それぞれの使用料は、公共及び特環が石狩市下水道条例、個排が石狩市個別排水処理施設条例で規定されています。

このため、2つの条例で規定されていますそれぞれの使用料の算定方法の条文中、100分の105とあるのを100分の108に改正するものであります。

また、附則では、施行期日と使用料の適用に関する措置を規定しています。

附則第1項では、使用料の改定は平成26年4月1日から実施することを規定しています。

附則第2項では、新税率の適用の時期を表した規定となっておりまして、その内容は次のページにて説明いたします。

7ページをご覧ください。

新税率の適用の時期ですが、電気・ガス・水道などに係る料金につきましては、4月1日以前から継続してサービスを受けていて、4月30日までに請求が確定するものは、旧税率を適用するという経過措置があります。

これにより、新税率は平成26年4月1日より適用されますが、下水道使用料等にはこの経過措置が適用されるということになります。

この経過措置の該当の理由としましては、下水道使用料等の請求は、前月分を翌月初旬に検針を行い、月末に請求額を確定していることによるものです。

具体的には、4月に請求されるものにつきましては、実質3月に使用されたものですので旧税率で、5月に請求されるものにつきましては、実質4月に使用されたものですので新税率で請求することとなります。

次に使用料の影響額についてですが、8ページをご覧ください。

昨年、下水道使用料の統一についてご審議の上、答申をいただき、その答申を基に本年4月請求分から市内汚水処理事業の使用料は統一されたところであります。

このため、公共・特環・個排の3事業の使用料は、表のとおり同一となっており、使用

水量を大まかに区切ったそれぞれの現在の使用料と改定後の使用料、その影響額を記載しています。

基本水量10立方メートルまでの使用料は32円の増加となります。

また、15立方メートルご使用の場合は、51円の値上げ、16立方メートルでは、55円の値上げ、17立方メートルでは、59円の値上げ、20立方メートルでは、70円の値上げ、30立方メートルでは、109円の値上げとそれぞれ増加することとなります。

参考までに、平成24年度の公共における1ヶ月の平均使用水量は、約16.5立方メートルとなっております。

なお、今回の消費税等の引き上げに関しましては、水道料金についても改定する予定でありますので、一般家庭、メータ一口径13mmをご使用の世帯における合算した料金を記載しましたので、参考までにご覧いただければと思います。

最後に、今後のスケジュールについてご説明いたします。

8ページをご覧ください。

一番上の下水道事業運営委員会に改定案を諮問とありますのは、本日のこの会議のことであります。

このあと、ご審議いただくことになりますが、その結果、当委員会から妥当なものと答申をいただけましたら、ご説明した内容により、石狩市議会第4回定例会に条例改正案を提案いたします。

そして、議会において本案が可決されましたら、広報等を活用し、住民への周知を行うこととしております。

これらの手続きを経て、来年4月から改正の条例を施行することとなります。

以上で、下水道使用料等の改定についての説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

- 船水会長 : それでは、今のご説明に対しまして、何かご質問等はございませんか。  
どんなことでも構いません。
- 安立委員 : 現行の5%になった時はどのような議論があったのかお聞かせいただきたいのですが。  
前回の消費税の引き上げがあった時の議論ですね。
- 船水会長 : 前回の消費税の引き上げがあった時の議論ですね。
- 安立委員 : そうです。
- 佐藤課長 : その当時も消費税につきましては、下水道自体が通常の法人と同じような形で、課税に対する義務を負っていますので、消費税の転嫁についてはやむを得ないというような形での話かと、そういう議論になっていたかと思います。
- 安立委員 : ありがとうございます。
- 船水会長 : 他に何かご質問はございませんか。

それでは、審議を始めたいと思うのですが、一応ポイントは今回の消費税の引き上げというのは、私どもが決めるというか、市が決めていることではなく、国全体のことではこれは決まっているということですので、引き上げ分の転嫁をするということについて妥当性があるかどうかということと、もう一点は、先ほど若干の説明をいただきましたが、転嫁をせずに現在のままにし、ある種の努力をした場合、この先の下水道事業の経営にどう影響するだろうかをみて、今回税率の引き上げに伴う約3%分についてどうするかということかと思います。

妥当性については、確実に3%分を多くといいますか、3%分を支出しなければならないことは確実なことで、この中でご了解をいただけるのではないかと思います。

ポイントはふたつ目の、料金として引き上げるか、上げずに努力することが可能かど

うか、若干ご意見をいただけたとありがたいと思います。

一応ご説明では、これは昨年度、料金を据え置いてやっていくとの決定をして、その時の努力としてこうだという収支を見せていただき、もしその3%分をそのまま料金として徴収せずにやるとどうなるというようなご説明はいただいたと思います。

その点については何かご意見ございませんか。

平たく言えば、個々の事業者が価格転嫁をされる方と、何とか努力をしてその分を吸収しようとするという2つの判断をみなさんしておられるというように思います。

ですから同じような観点で石狩の下水道の経営を見たうえで、どうするかということあります。

●渡辺委員

： 今の事務局からの説明で、5ページですか、使用料を据え置くことによって、実質の影響額が1,600万ほどだと、これは今会長が言われたように上げない形をとって、企業努力というか、そうするということは民間等では、ある程度考えられるのかと思うのですが、先ほどの説明では据え置くと、実質使用料の値下げになるような形になるので、それは市役所としては、公共機関としてはなかなか出来ないことであると。

したがって、考えた末でやむを得ない処置だという説明がされたと思います。

私も据え置くことが可能であれば、それに越したことではないと思いますけど、この1,600万の金額というのはやはり大きいのではないかと思いますし、また、再度もう一度お伺いしますけど、解消するような手立て、企業努力の余地があるのかどうか、その辺はどうなのでしょうか。

●佐藤課長

： 先ほどのこちらの表でございますが、使用料改定の時にも説明させていただきました。平成26年から赤字でございまして、平成28年まではそれまでの若干の余裕がありましたので、何とか据え置くことが出来るというような消費税率5%を前提としたお話をございましたので、その先の3%ということになりますと、今おっしゃいましたように、1,600万、これがそのまま累積の赤字のような形になっていきまして、結局はその先の使用料の段階で、請求をしていくような仕組みになってしまいます。

ですから、この段階でいきますと、私どもにおいては、吸収できる力はないと、さらに大きな波をまた次の段階に先延ばしすべきではないと考えております。

●船水会長

： 他にご意見ございませんか。

： 私も同感なのですが、結局、市としては企業努力で吸収は出来ないというご判断ですね。

私どもからすると、さらに検討していただく項目はないのかと思うところなのですが、細かい数値、項目等はわかりませんから、ないといわれるの妥当かなと思います。

●船水会長

： 他にご意見ございませんか。

私の個人的な意見をお許しいただけるのであれば。

昨年度、料金を据え置きましょうと決めたわけです。

その段階で相当努力をしていただいて、4年間なんとか料金を上げずにやっていけるという計画を作ったということがあって、それに残念ながら今回のような税率の引き上げということが出てきてしまったということで、昨年度の段階で相当努力をしていただいていること、努力をするということについては、石狩市のほうでも、相当考えていただいたというように私は理解しております。

ですから、出来ることは全てやっていただいた結果が料金を引き上げずにやるということにつながっていると思いますので、今回のようにプラス3%というようになりますと、今の段階では、努力をさらにしてくださいと申し上げるのは難しいのかなと私個人的には思っております。

他の委員の方々もご意見があればありがたいのですが、いかがでしょうか。

●安立委員

： その通りだと思います。

- 船水会長 : 他、何かございませんか。  
それでも何かもう少し努力したほうがいいのではないかというご意見があれば、伺え  
ればと思うのですが。
- 浅井委員 : 私も今回上げるのはやむを得ないと思いますけれども、先々の話ですが、再来年にま  
たおそらく上がりますよね、消費税。  
その時にまた上げるのですか、下水道料金。  
まだ先の話ですけれども。
- 佐藤課長 : 基本としてはこの先また10%になるという、その時にまた景気判断というのもあるで  
しょうし、それに向けてまたいろんな意見も出てくるのだと思いますが、基本的には国  
の方針によって転嫁されるものについては、また同様な形をとっていくことから、検討  
していかなければならないというように考えております。
- 船水会長 : 昨年度の議論で4年間について、おおよその経営状況と収入との関係についてご議論い  
ただいて、料金を据え置いてやっていこうと決めたわけですので、次が平成27年、すぐ  
ですが、この先の見込みについて、やはりまたいろいろ考えていくということは必要と  
いうようには思っております。  
他にご意見ございませんか。  
もしご意見がないようでしたら、この件の審議はおおよそ、みなさんのご意見を伺っ  
たことにさせていただいてよろしいでしょうか。  
その意味で、今いただいたご意見を考えますと、私の方からの提案ですけれども、今  
回の諮問を受けた使用料の改定というのは妥当ではないかというようなご意見のほう  
が多かったと思います。  
それ以外の意見はいただいているないというようなこととさせていただいてよろしいで  
すか。

(委員全員 了承)

ありがとうございます。  
それでは一応、今回の諮問の件は、しようがないといったら変な言い方になりますが、  
妥当だというような判断をしたということで、諮問を受けましたので、答申の案をここ  
で、若干、私個人的に用意したものがありますので、それをご審議いただいて、こうい  
う形で答申をするということでいいかと、いうようなことに移らせていただいてよろし  
いですか。

(委員全員 了承)

実は事前に、事務局の方と相談しておりましたので、すいませんが答申の案について  
少し説明をいただきたいと思います。

◆ 佐藤課長より答申案を朗読。

- 船水会長 : こういう案を用意しております。  
もし、ご質問とかお気づきの点があれば修正をしたいと思います。  
何かこの件について、ご質問もしくはお気づきの点がありましたらお願ひいたします。  
何もございませんか。  
よろしいでしょうか。

(委員からの意見なし)

ありがとうございます。

それではこの案をこの委員会の意見として答申するというようにさせていただくこと  
でよろしいですか。

(委員全員 了承)

ありがとうございます。

それではこの内容で答申をしたいと思います。

◆ 休憩 10:40～10:55

(白井副市長 入室)

◆ 再開後、船水会長から白井副市長へ答申書を手渡す。

●白井副市長 : 只今、石狩市公共下水道事業使用料及び石狩市個別排水処理施設使用料の改定について答申をいただきました。

ありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、慎重かつ熱心にご審議いただき、その結果、公共下水道使用料及び個別排水処理施設使用料の改定は妥当なものと判断すると答申いただきました。

本市といたしましては、この答申を受けまして、法に定める消費税及び地方消費税の引き上げ分を使用料に転嫁する手続きを進めることになります。

市民個々の立場では負担増ということとなります、現下の社会状況を受けた國の考え方、仮に転嫁しなかった場合における公共下水道事業への収支悪化、また、それが将来の下水道事業の安定的持続に対し厳しい影響を与えるなど、それぞれご考慮いただき、ご審議いただいた結果と存じます。

現下の下水道事業を取り巻く環境等につきましては、開会の時にお話しさせていただきましたが、なお一層気を引き締めて運営に取り組まなければならないと認識しているところであります。

最後になりますが、委員の皆様には今後とも下水道事業の運営にお力添えをお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

(白井副市長、次の公務のため退席する。)

●船水会長 : それでは、これで本日の議事は終了ではありますが、その他事務局から何かあればお願いします。

●佐藤課長 : 特にございませんが、本日は答申まで行っていただきまして、ありがとうございます。  
答申につきましては、先ほどもご説明いたしましたが、条例改正につきましては第4回定期市議会で提案する運びになります。

ありがとうございます。

以上でございます。

●船水会長 : どうもありがとうございました。

それでは、これで会を閉じたいと思います。  
今日はどうもありがとうございました。

【11時00分 閉会】

平成25年12月 9日会議録確定

石狩市下水道事業運営委員会

会長 船水尚行